



消防第1035号
平成22年10月19日

経済産業大臣 大 島 章 宏 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

島根原子力発電所の保守管理の不備等について

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）島根原子力発電所の保守管理の不備等については、経済産業省原子力安全・保安院は、同発電所を特別な監督下に置き指導・監督を行われ、平成22年9月6日、同院から同発電所2号機の運転再開にあたっては安全上の問題はないと判断したとの説明を受けました。

その後、本県においては、立入調査を実施するとともに、国及び中国電力の対応状況について島根県原子力安全顧問、島根県原子力発電周辺環境安全対策協議会委員、住民説明会参加者、島根県議会などに説明し、意見などを聴取してまいりました。

こうした意見などを総合的に勘案し、本県としては、同発電所2号機の運転再開にあたり、下記事項について経済産業省におかれて適切に対応することを要請します。

記

1. 国においては、今後、今回のような保守管理の不備等が起こらないよう、特別な保安検査等により中国電力に対する指導・監督を厳格に行うこと。
2. また、国の特別な保安検査等の結果、国において、仮に同発電所の安全管理体制に不備等が判明するような場合には、運転停止を含め迅速かつ厳格な措置を講ずること。
3. 今後、中国電力及び国から島根県、松江市及び住民などに対して安全管理状況等を説明していただき、意見交換する場を設けるので、所要の協力をすること。
4. 国の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うとともに、対外的に分かりやすく説明すること。